

これまでの主なご意見

○ 総論

- ・ 被保険者の経済的負担の軽減が制度の趣旨。被保険者の意見を重視すべき。
- ・ 分娩施設が閉鎖に追い込まれることのないようにすべき。

○ 直接支払制度のメリットについて

- ・ 妊婦さんからは、保険証を見せるだけで立替払いをしなくてよかつた、保険証と合意書だけで使用できるので大変楽だったという声を聞いている。
- ・ 医療機関等において未払いがある程度解決されている。

○ 直接支払制度のデメリットについて

- ・ 入金が遅延することで、特に分娩中心の産婦人科医療機関は経営に困窮を来す。
- ・ 国の制度変更のために借金をして利子を支払わなければならないことに納得がいかない。
- ・ 産科医療補償制度、妊婦健診公費負担、直接支払制度と3つ大きな制度が始まり、事務手続きが非常に煩雑。事務手続きを簡素化すべき。

○ 申請・支払方法について

- ・ 請求と支給は原則保険者・被保険者間で完結すべき。被保険者が事前に申請をし、出産後早期に受け取れる仕組みとすべき。被保険者の希望があれば、振込指定制度により医療機関に支払われるようにすべき。
- ・ 退院時に医療機関等の窓口で支払うことを原則とし、費用を用意できなかつた方に限り医療機関等が出産育児一時金を代理請求する制度とすべき。
- ・ 制度変更による混乱を来さないよう、できるだけ制度を継続すべき。対応が困難な医療機関には配慮すべき。
- ・ 妊娠出産は現物給付とするべき。

○ 支給額について

- ・ 支給額を引き上げるべき。
- ・ 支給額は38万円に戻すべき。引き上げるのであれば、各保険者への公費による財政支援が不可欠。

○ その他

- ・ 無保険者にも支払われるようるべき。
- ・ 出産だけではなく育児のための費用の確保も考えるべき。